

「岐阜県レッドリスト（植物編）」の改訂について

岐阜県レッドデータブックの改訂事業について

国レベルでのレッドデータブックは、全世界あるいは我が国全土を対象として種の選定を行ったものです。このため、全国的には特に絶滅のおそれがない種であっても、岐阜県では絶滅の危機に瀕している場合もあり、地域の実情とは必ずしも一致しているとは限りません。

平成13年8月に公表した「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物－岐阜県レッドデータブック－2001」は、岐阜県においてどのような種をどのように保全していくべきかを明らかにするため、国レベルのレッドデータブックを参考としながら、岐阜県の自然的・社会的特性を反映させた地域の実情に即した対象種を選定し、掲載しています。

しかしながら、自然環境は刻一刻と変化を続けており、野生動植物の生息・生育状況は、定期的に見直すことが不可欠です。そこで、学識経験者などからなる「岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会」を平成19年3月に設置し、レッドデータブックの改訂方針やカテゴリーの見直し案等を検討し、各分野の専門部会において県内各地の生息状況の調査を行うこととしました。

平成19年度から2年間で「動物編（哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類、貝類）」について学術論文等の文献調査や現地調査を進め、これらの調査結果をもとに「既に掲載されている種の再評価」及び「未掲載種のレッドリスト掲載の検討と評価」を行い、平成21年3月に「岐阜県レッドリスト（動物編）改訂版」を公表、平成22年8月に「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を取りまとめています。

残る「植物編（シダ植物、種子植物）」の改訂については、平成22年度から平成24年度に改訂作業を進め、今年度、「岐阜県レッドリスト（植物編）改訂版」の公表を行いました。今後、「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を取りまとめる予定としています。

※レッドリスト : 絶滅のおそれのある野生生物（動植物）をランク付けしたリスト

※レッドデータブック : レッドリストの内容に、選定理由、形態の特徴、生態、分布状況、減少要因、画像データ等の詳細な情報を加えたもの

岐阜県レッドデータブック改訂作業体制について

岐阜県レッドデータブックの改訂作業においては、各分類群別（植物、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類、貝類）の「専門部会」での検討を中心に進めました。

専門部会は、検討委員会の委員及び部会で選出された若干名において構成され、既存知見や文献調査、現地調査を行うとともに、必要な範囲で野生生物調査員を置き、必要な調査等にサポーターとして協力をいただきました。

<岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会委員名簿>

氏名	所属等	分類群	備考
田中 俊弘	岐阜薬科大学 特命教授	植 物	委員長
高橋 弘	岐阜大学 名誉教授		部会長
村瀬 正成	岐阜県植物誌調査会 会員		
梶浦 敬一	ぎふ哺乳動物研究会 会員	哺乳類	部会長
山本 輝正	土岐紅陵高等学校 教諭		
安藤 辰夫	自然学総合研究所 所長	鳥 類	部会長
大塚 之稔	日本野鳥の会 岐阜県支部 支部長		
高木 雅紀	岐阜高等学校 教諭	両生類・爬虫類	部会長
山田 和生	益田清風高等学校 教諭		
古屋 康則	岐阜大学 准教授	魚 類	部会長
小椋 郁夫	岐阜市立梅林小学校 校長		
野平 照雄	自然学総合研究所 主任研究員	昆虫類	部会長
船越進太郎	日本昆虫学会・日本鱗翅学会 会員		
渡邊 千洋	郡上高等学校 教頭		
後藤 常明	日本貝類学会会員	貝 類	部会長
木村 昭一	愛知県環境審議会 専門調査員		

(敬称略)

<岐阜県レッドデータブック改訂調査検討委員会 植物専門部会会員名簿>

分類群	所属等	分類群	備考
植物	高橋 弘	岐阜大学 名誉教授	部会長
	田中 俊弘	岐阜薬科大学 特命教授	
	村瀬 正成	岐阜県植物誌調査会 会員	
	船戸 智	岐阜県博物館 学芸員	
	千藤 克彦	中津川市立坂下中学校 教頭	

(敬称略)

レッドリスト（植物編）掲載種とカテゴリーについて

改訂作業においては、2001年版のカテゴリーを踏襲（「基本カテゴリー」という。）し、評価検討を行いました。ただし、選定基準においては、前回同様、環境省のレッドリストカテゴリー（2009）に準じましたが、「絶滅」及び「野生絶滅」については、過去に確認されていたが、その後50年以上再確認されていない種という概念を新たに付け加えました。なお、「基本カテゴリー」の他に、「岐阜県内における分布が全国的に見て特殊（地形・分布限界、隔離的等）な要素を持つ種」や「大

切にすべき地域個体群」についても選定要件を設けましたが、後日公表する「岐阜県レッドデータブック（植物編）」改訂版の選定種個別解説に必要な応じて記載する予定です。

＜「岐阜県レッドリスト（植物編）改訂版選定種類数一覧＞

評価区分 年	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧	情報不足	合計
			絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類			
初年度(H13)	0	0	24	54	57	54	189
改訂後(H25)	0	0	244	167	109	34	554

＜見直しによる変更種一覧＞

ランク変更後		新規掲載種	同ランク	計	除外種
アップ	ダウン				
70	12	416	56	554	51

「岐阜県レッドデータブック－2001」選定種類数と比較すると、掲載種は365種増え、554種となり、改訂により新たに416種を絶滅のおそれのある種として掲載しました。

これは、初版作成時と比べて、植物専門部会員の他に、岐阜県植物誌調査会員20名以上の皆様に野生生物調査員として生育状況に関する情報収集等にご協力いただいたことで、知見の蓄積が進み、新たに選定された種やランク変更された種の増加に繋がりました。

＜参考：近隣県のレッドデータブック（維管束植物）掲載種について＞

カテゴリー 県名	絶滅・野生絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅危惧	その他(情報不足等)	合計	備考(公表年)
		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類				
岐阜県	0	244	167	109	34	554	2013年
愛知県	42	221	200	124	—	587	2009年
三重県	34	285	176	91	55	642	2005年
長野県	31	504	136	119	202	992	2004年
福井県	13	159	130	76	80	458	2004年
富山県	30	75	118	132	84	439	2012年

今後の予定について

パブリックコメントにより県民の意見をふまえた「岐阜県レッドリスト（植物編）」改訂版に基づき、e-ブックとして「岐阜県レッドデータブック（植物編）」を作成します。

そして、広く県民の方々に、これらの野生生物を人為的に絶滅させないよう種の保存への理解を求めるとともに、各種開発計画の環境影響評価等における環境保全への配慮を求めています。

<選定要件>

基本カテゴリー	選 定 要 件	
● <u>絶滅</u> 県内では、すでに絶滅したと考えられる種	・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去 50 年以上再確認されていない種	
● <u>野生絶滅</u> 県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	・過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去 50 年以上再確認されず、野生ですでに絶滅したと考えられる種	
	確実な情報があるもの	①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 ②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。
	情報量が少ないもの	③過去 50 年間以上の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。

※下位個体群：地域個体群（分類群に属する全ての個体）中のグループ。相互交流が殆ど無く、年当たりの移住成功個体数が 1 個体以内のもの

基本カテゴリー	選 定 要 件		
● <u>絶滅危惧 I 類</u>	・県内において次のいずれかに該当する種		
県内において、絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの	個体数の減少	定量的に推・予測できる場合	①過去 10 年間あるいは 3 世代で 50%以上減少したと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない ②今後 10 年間あるいは 3 世代で 50%以上の減少があると予測される ③過去と未来の 10 年間あるいは 3 世代で 50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない ④過去 10 年間あるいは 3 世代で 70%以上減少したと推定されるが、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である
		定量的に推定・予測できない場合	大部分の個体群で危機的水準まで減少
		生育要件の悪化	大部分の生育地で著しく悪化
		採取・被食圧	既知の全ての個体群で再生産能力を上回る採取圧あるいは被食圧がある
	侵入種の競争圧	ほとんどの分布域で交雑のおそれのある、または生態的に優越すると見込まれる別種が侵入している	
	生育面積が狭い	生育面積が 500 km ² 未満であると推定され、次のうち二つ以上の兆候が見られる場合	①生育地が過度に分断されているか、5 以下の地点に限定されている
			②生育地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される ③生育面積、成熟個体数等に極度に減少が見られる
	希少なもの	個体群の成熟個体が 2,500 未満であると推定され、更に次のいずれかの条件が加わるもの	① 5 年間あるいは 2 世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される

			②成熟個体の継続的な減少が観察、あるいは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する A) 250以上の成熟個体を含む下位個体群はないか、1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している B) 成熟個体数の極度の減少
			成熟個体が250未満であると推定されるもの
			数量解析により、20年間あるいは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測されるもの
●絶滅危惧Ⅱ類 県内において、絶滅の危険が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの	・県内において次のいずれかに該当する種		
	個体数の減少	定量的に推・予測できる場合	①過去10年間あるいは3世代で30%以上50%未満減少したと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない
			②今後10年間あるいは3世代で30%以上50%未満の減少があると予測される
			③過去と未来の10年間あるいは3世代で30%以上50%未満の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない
			④過去10年間あるいは3世代で50%以上70%未満減少したと推定されるが、その原因がなくなっており、かつ理解されており、かつ明らかに可逆的である
		定量的に推定・予測できない場合	大部分の個体群で大幅に減少
		生育要件の悪化	大部分の生育地で悪化
		採取・被食圧	大部分の個体群で再生産能力を上回る採取圧あるいは被食圧がある
		侵入種の競争圧	分布域の相当部分に交雑のおそれのある、または生態的に優越すると見込まれる別種が侵入している
	生育面積が狭い	生育面積が500km ² 以上2000km ² 未満であると推定され、次のうち二つ以上の兆候が見られる場合	①生育地が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている
			②生育地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される
			③生育面積、成熟個体数等に極度に減少が見られる
	希少なもの	個体群の成熟個体が2,500以上10,000未満であると推定され、更に次のいずれかの条件が加わるもの	①10年間あるいは3世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される
			②成熟個体の継続的な減少が観察、あるいは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する A) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群はないか、1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している B) 成熟個体数の極度の減少
			個体群が極めて小さく、成熟個体数が250以上1,000未満と推定されるか、生育地面積あるいは分布地点が極めて限定されるもの
		数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測されるもの	

基本カテゴリー	選 定 要 件
●準絶滅危惧 県内において、存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの	・県内において次のいずれかに該当する種 1. 分布域の一部の個体数が減少 2. 分布域の一部で生育条件が悪化 3. 分布域の一部で過度の採取圧あるいは被食圧がある 4. 分布域に交雑可能な、または生態的に優越すると見込まれる別種が侵入している
●情報不足 県内において、評価するだけの情報が不足している種	・ランクを判定するに足る情報はないが、次のいずれかにあてはまるもの次のいずれかに該当する種 1. どの生育地においても密度が低く希少である 2. 生育地が局限されている 3. 分布域が局限されている 4. 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要とする
【付属資料】 ●大切にすべき地域個体群（群落） 県内において、地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	・県内において次のいずれかに該当する種 ①生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群（群落）で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。

<特殊分布要素>

補完的要素	概 念
◆特殊分布要素 県内における分布が全国的に見て特殊（地形・分布限界、隔離的等）な要素を持つ種	①世界的にみて岐阜県だけに分布している種、もしくは、世界的に分布があるが国内では岐阜県だけに分布している種 ②中部地方を分布の本拠とするが、他地域にも分布が見られる種（中部地方以外の1～2都道府県に分布） ③①、②以外で全国的に分布が局限される種（岐阜県以外の5都道府県前後に分布） ④岐阜県内に分布の限界（北限、南限等）が存在する種

※上記の要素を持つ野生生物については、選定の対象とし、レッドリストへの記載について検討した。

植物編（シダ植物、種子植物）において共通する選定評価の対象要件は以下のとおりとする。

- (1) 県内で生育の記録がある種(分類上亜種や変種に細分される場合は原則として亜種や変種を評価対象とする。亜種名や変種名が存在しても分類学上の議論がある場合は、単独の評価は行わない。)
- (2) 生物学的知見が比較的蓄積されている種
- (3) 法令により開発行為や採取等が規制されている高山帯及び亜高山帯に生育する種は、希少であっても、他の特別な要因によって絶滅の危機に瀕していると判断される場合以外は除く。
- (4) 海外から導入された種及び他地域から導入された種は対象から除く。
- (5) 県内に安定的に生息・生育しているとは考えにくい種、確認記録はあるが誤同定が疑われる種は除く。